

### 交通施設

#### 道路

道路は、都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を支える根幹的役割を担う施設です。また、都市内のオープンスペースを確保し、良好な市街地の環境をつくりだす空間としての植樹帯の設置、災害時の避難や火災時の遮断機能としての都市防災空間、またライフライン（電気、ガス、水道等）を収容する空間としての役割も果たしています。

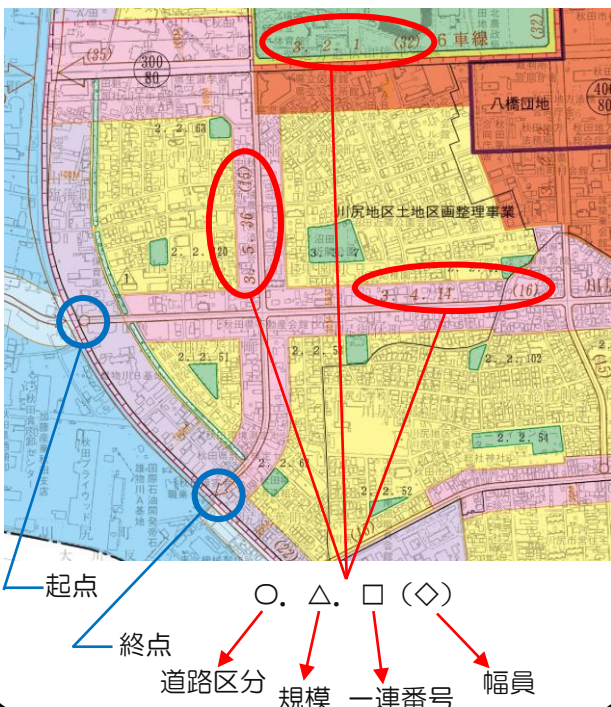
秋田市の都市計画道路は、昭和8年に広小路（現秋田駅八橋線）他6路線、総延長約8,462mを都市計画決定して以来、市街地の拡大や交通機能の多様化に伴い、令和3年3月31日現在では88路線、総延長約276kmを決定しており、整備率は77.3%（82.5%：概成済含む）になっています。

#### ■都市計画道路の種類

都市計画道路	自動車専用道路	自動車のみの通行に制限されている道路で、都市高速道路、都市間高速道路、一般自動車道などが、これにあたります。
	幹線街路	都市の主要な骨格をなす道路で、都市に出入りする交通や、都市内の住宅地、工業地、業務地等の相互交通を連絡する道路です。
	区画街路	近隣地区等の地区における宅地の利用のためにもうけられる道路です。
	特殊街路	歩行者や自転車の交通のためにもうけられる道路で、沿道サイクリングロードなどがこれにあたります。



#### 都市計画図をみましょう！



#### ■街路番号の内容

- I) 道路区分
  - 1：自動車専用道路
  - 3：幹線街路
  - 7：区画街路
  - 8：特殊街路アに相当する歩行者専用道等
  - 9：特殊街路イに相当する都市モノレール専用道等
  - 10：特殊街路ウに相当する路面電車道
    - ア もっぱら歩行者、自転車又は自転車および歩行者のそれぞれの交通の用に供する道路
    - イ もっぱら都市モノレール等の交通の用に供する道路
    - ウ 主として路面電車の交通の用に供する道路
- II) 規模
  - 1：幅員 40m以上のもの
  - 2：幅員 30m以上 40m未満のもの
  - 3：幅員 22m以上 30m未満のもの
  - 4：幅員 16m以上 22m未満のもの
  - 5：幅員 12m以上 16m未満のもの
  - 6：幅員 8m以上 12m未満のもの
  - 7：幅員 8m未満のもの
- III) 一連番号

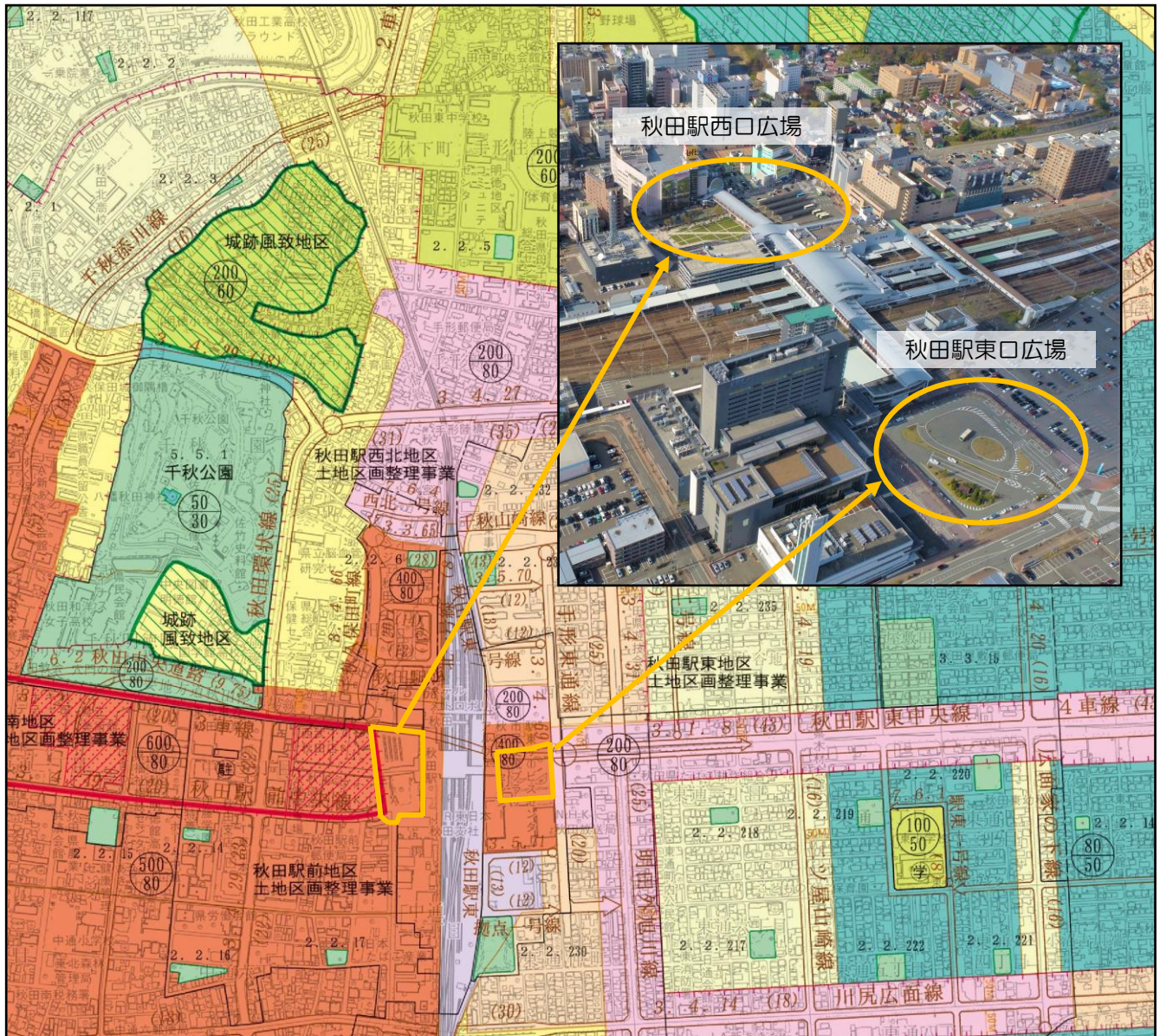


## 交通広場

道路と鉄道、港湾、空港などに接続して設けられる広場で、主として、歩行者、バス、タクシーなどの交通を適切に処理するためのもので、都市計画では道路の一部として計画決定されています。

鉄道の駅に接続するものを一般に駅前広場と呼び、鉄道と他の交通機関との交通結節点として、交通機関相互の乗り継ぎなどの交通を処理する重要な都市交通施設です。また、都市の顔というべき駅前のオープンスペースとして都市景観上も重要な役割を担っています。

秋田市では、追分駅前、土崎駅前、秋田駅西口・東口、牛島駅前、新屋駅前広場の6つが計画決定されています。



## 駐車場〔自転車駐車場〕

通勤・通学および買い物のための自転車利用の増大と駐車場の不足により、(都)秋田駅八橋線(通称：広小路)から(都)秋田駅前中央線(通称：中央通り)までの中央街区およびその周辺の道路上に大量の自転車が放置されていたことや、平成元年1月18日に開館した秋田総合生活文化会館・美術館(愛称：アトリオン)への自転車利用者が多く見込まれたことから、中通二丁目広場の地下に当該都市施設の計画決定を行いました。

なお、位置選定にあたっては、都心商業地に新たな用地確保するには、多大な用地費が必要になることから、自転車駐車場の適正配置と公共用地の有効利用を図るうえで、都市計画広場の下に計画しました。



# 公共空地

## 公園・緑地

自然観察・レクリエーションなどを行う市民の憩いの場として、また市街地における緑のオープンスペースとして、潤いのある生活をもたらすとともに、災害時の避難場所、公害の緩衝地帯として重要な役割を果たしています。

秋田市では、令和3年3月31日現在、263カ所約2,122ha（墓園・広場を含む）を都市計画決定し、そのうち185カ所約607haを開設しています。



太平山リゾート公園（花公園エントランス広場）

## 広場

主として市街地の中心部において、休息又は鑑賞の用に供することを目的としたものであり、都市景観の向上において、重要な役割を担っています。

秋田市では中通二丁目広場の1カ所を計画決定しており、秋田総合生活文化会館・美術館（アトリオン）に隣接し、歩行者に安らぎと語らいの空間を提供しています。



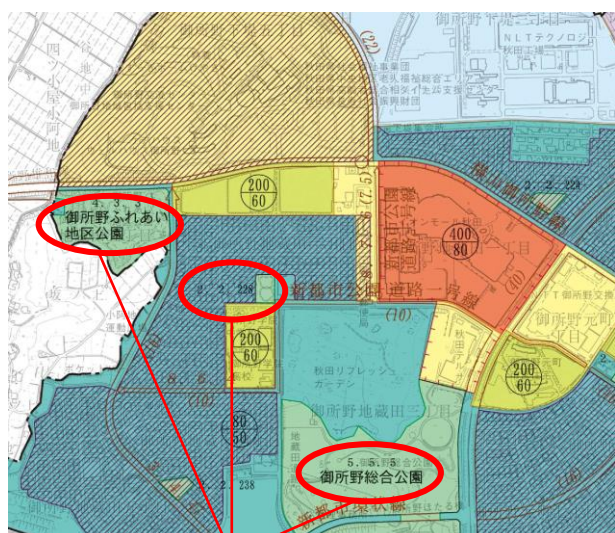
中通二丁目広場

## 河川

河川は、市民にとっての水資源、雨水の安全な排水路、農業用水、工業用水、発電水等の水資源、魚釣りや散歩などのレクリエーションの場といった様々な機能を持ち合わせています。また、美しい景観を提供するという厚生的な役割も兼ね備えています。

秋田市では、雄物川のより一層良好な自然環境保全の基盤整備を行うため、都市計画河川として決定して、河川緑地事業の推進に努めています。

都市計画図をみましょう！



○、△、□  
公園区分 規模 一連番号

### ■公園番号の内容

#### I) 公園区分

- 2：街区公園
- 3：近隣公園
- 4：地区公園
- 5：総合公園
- 6：運動公園
- 7：特殊公園ア) に該当するもの
- 8：特殊公園イ) に該当するもの

ア) 主として風致の享受の用に供することを目的とする公園  
イ) 動物公園、植物公園、歴史公園その他特殊な利用を目的とする公園

#### 9：広域公園

#### II) 規模

- 2：面積 1ha 未満のもの
- 3：面積 1ha 以上 4ha 未満のもの
- 4：面積 4ha 以上 10ha 未満のもの
- 5：面積 10ha 以上 50ha 未満のもの
- 6：面積 50ha 以上 300ha 未満のもの
- 7：面積 300ha 以上のもの

#### III) 一連番号



# 処理施設・教育施設・その他施設

## 下水 道

下水道は、都市内における雨水や汚水の処理、浸水の防除等、生活環境の改善を図り、健康で文化的な生活を営むための施設です。

秋田市では、令和3年3月31日現在、排水区域（処理区域）7,851haのうち、約81.0%にあたる6,362haが整備され、総人口に対する下水道処理人口普及率については約94.1%となっています。



八橋下水道終末処理場（八橋汚水中継ポンプ場）

## 汚物処理場

汚物処理場は、下水道で処理されないし尿等を衛生的に処理する施設で、秋田市では、向浜に設置しています。



向浜汚物処理場（秋田市汚泥再生処理センター）

## ごみ処理場

秋田市では、秋田市東部ごみ処理場（秋田市総合環境センター）があり、リサイクル、破碎、焼却、埋立を一体的に行っています。

溶融施設は、多様なごみを受け入れ資源化し、ごみを処理した時の熱を回収して発電を行い、自家消費および売電をしています。



秋田市東部ごみ処理場（総合環境センター）

## 学 校

都市計画法に基づき総合的な土地利用の基本構想により、適切な位置に学校用地を確保するため、都市施設として計画決定します。

都市計画決定された小学校4校、中学校1校および大学1校については、すべて開校しています。



牛島第二小学校（大住小学校）



## 市場

生鮮食料品の安定的確保や、卸売業者の再編成による経営基盤の強化と流通機構の整備、さらに都市環境の維持のため、昭和50年3月に本県の中核拠点市場として、中央卸売市場の営業を開始しました。

その後、施設区域の拡大に伴い計画変更を行い、現在は区域面積が14.6ha、供給能力は青果物・水産物・花きとなっています。



秋田市中央卸売市場

## 火葬場

秋田市では、外旭川に秋田市斎場を、昭和30年5月に計画決定しています。

昭和31年8月に、面積約4,870㎡で開設し、需要の増加や施設の増改築のため、数度の区域変更を行い、現在の計画面積は14,300㎡となっています。



秋田市斎場

## と畜場

と畜場は、食肉の安定供給を図るための施設です。

秋田県食肉流通公社では、全県で生産された肉用牛の約50%、肉豚の約40%が搬入され、それらを肉畜解体処理・冷蔵・部分肉処理し、各地へ出荷しています。

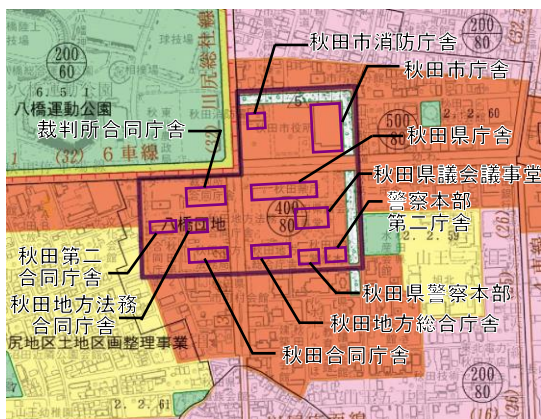


河辺と畜場（秋田県食肉流通公社）

## 一団地の官公庁施設

官公庁の建築物を一定地区に集中的に配置し、これを利用する公衆の利便、公務能率の増進、建築物の不燃化促進、土地の高度利用を図るための施設です。

昭和34年12月に県庁舎、昭和39年10月に市庁舎が完成しました。平成28年4月には秋田市新庁舎が完成し、現在は、官公庁団地の必要な施設のほとんどが建設されています。



秋田市庁舎